

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 24 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症が五類感染症に位置づけられた後の
高齢者施設等における検査について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。」「位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。」とされたところです。また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には、行政検査として取り扱う。」とされたところです。

集中的検査等については、これまで、「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」（令和4年9月9日付け事務連絡）等によりその取扱いをお示ししてきたところですが、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から五類感染症に位置づけられた場合、同日以降の取扱いを下記のとおりとしますので、ご対応をお願いいたします。

記

1. 集中的検査について

(1) 基本的な考え方

- 重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における従事者への集中的検査は当面継続します。都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）が実施する場合は、行政検査として取り扱うことが可能（※）です。

（※）詳細は（2）③を参照。

(2) 集中的検査を実施する場合の集中的実施計画の策定について

別添に、記載例を参考に、各都道府県等において必要な事項を記載してください。

①計画期間

地域の感染状況等を踏まえて各都道府県等において集中的検査の必要性が生じた場合にいつでも実施可能な期間として、幅広に設定してください。したがって、計画期間中に、実際に集中的検査を実施していない期間が含まれていても構いません。

②対象地域

保健所等の区域（保健所管轄区域の全部又は一部をいう）を単位として指定してください。都道府県が県内全域をまとめて実施する場合などはその旨を記載してください。

③対象施設種別

都道府県等において、地域の実情に応じて、対象施設種別を決定してください。なお、行政検査の対象となるのは、以下のイ～ハの施設種別となります。（※1）

イ：入所系の高齢者施設、障害者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等）

ロ：介護や障害分野における通所系や訪問系の事業所

ハ：医療機関

（※1）行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合（※2）は、保育所等を対象としても差し支えありません。

（※2）これまで国から配布した抗原定性検査キット（※3）を活用する場合など（※4）

（※3）「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」（令和4年9月9日付け事務連絡）、「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について（その2）」（令和4年12月21日付け事務連絡）、「都道府県への抗原定性検査キットの配布について」（令和4年7月25日付け事務連絡）、「都道府県への抗原定性検査キットの配布について（その2）」（令和4年7月29日付

け事務連絡)により国から配布した抗原定性検査キットをいう。

(※4) 国から配布した抗原定性検査キットを用いた検査については、行政検査には該当せず感染症予防事業費負担金の対象とならないため、各都道府県等での保管・配送費用は本負担金の対象とならない点につき、ご注意ください。

④対象者

基本的に施設単位で行うこととし、従事者を対象としてください。なお、新規入所者等を対象にすることも差し支えありません。

⑤検査方法

週に2～3回以上実施することを前提に、抗原定性検査キットを積極的に活用してください。(PCR検査や抗原定量検査の活用を否定するものではありません。)

⑥検査の頻度

抗原定性検査キットの場合は、週2～3回程度実施してください。
PCR検査や抗原定量検査の場合は、週に1回程度実施してください。

⑦検査の実施区分

感染症法に基づく行政検査として実施するものか、地方公共団体の独自事業として実施するものかの区別を、記載してください。複数の区分に該当する場合には、すべて記載してください。

高齢者施設等の集中的検査(③の対象施設種別のイ～ハに限る。)は行政検査として実施することが可能であり、行政検査として実施する場合はその費用の2分の1を感染症予防事業費等負担金として国が負担することとしています。なお、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額において行政検査の地方負担額と同額が加算される仕組みとなっています。

また、行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。この場合、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用も可能です。

(3) 集中的検査の実績の報告の終了について

これまで、集中的検査の実施件数や陽性件数等の詳細について、週次の報告を依頼しておりましたが、終了します。

ただし、各都道府県等における集中的検査の実施件数については、引き続き、各都道府県等において把握するようにしておいてください。(施設に対して抗原定性検査キットを配布して実施する場合は、配布数と、実際に使用した抗原定性検査キットの数を把握するようにしておいてください。)

(4) 提出について

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から五類感染症に位置づけられた場合の、同日以降の集中的実施計画については、4/25（火）までに提出をお願いします。

提出先：corona-plan@mhlw.go.jp

2. 高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の当該施設等の入所者及び従事者に対する検査について

高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の当該施設等の入所者及び従事者に対する検査（※）について、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から五類感染症に位置づけられた場合、同日以降、行政検査の対象となるのは、上記1.(2)③の対象施設種別のイ～ハとなります。

（※）検査の実施に当たっては、施設等側から発生状況を確認しつつ、施設の構造等を勘案し、適切に検査対象を設定してください。（例）全員に対する検査、フロア単位での検査、陽性者と接触した者に対する検査 など

以上